

財団法人新宮町文化振興財団寄付行為

改正 平成13年6月19日 平成17年3月16日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人新宮町文化振興財団（以下「法人」という。）という。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、福岡県糟屋郡新宮町大字上府1121番地1に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、新宮町に所在する施設の効率的かつ弾力的な運営を図ることによって、文化活動の振興と生涯学習のまちづくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 芸術・文化の普及及び振興
- (2) 地域住民の芸術文化活動の活性化促進
- (3) 学習活動の機会提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の総数の4分の3以上の同意を得、かつ、新宮町長及び福岡県教育委員会の承認を受けて、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決によりこれを定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公社債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事務遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始前に福岡県教育委員会に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、及び正味財産増減計算書とともに、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を経た後、毎会計年度終了後3か月以内に、新宮町長及び福岡県教育委員会に報告しなければならない。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもつ償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、福岡県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(余剰金)

第15条 年度末において余剰金が生じたときは理事会の承認を得て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

第4章 役員

(役員)

第16条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上9人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を常務理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族、その他特別の関係にあるものの合計数が、理事現在数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 3 理事長、副理事長、常務理事は、理事の互選により定める。
- 4 監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務)

第18条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 理事長、副理事長共に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した理事の順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は福岡県教育委員会に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は召集すること。

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現在者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現任数及び評議員現任数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第22条 役員には、その地位のみに基づいては報酬は支給しない。

- 2 常勤役員に対する報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。
- 3 役員には費用を弁償することができる。
- 4 役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 理事会

(理事会の機能)

第23条 理事会は、理事をもって構成し、この寄附行為の別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決し、執行する。

- 2 理事会は、次に掲げる事項について議決するときは、あらかじめ(1)(4)(5)及び(6)については評議員会の同意を得、(2)(3)および(7)については評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 基本財産処分について
- (2) 事業計画及び収支予算について
- (3) 事業報告及び収支決算について
- (4) 寄附行為の変更について
- (5) 解散

(6) 残余財産の処分

(7) その他財団の運営に関する重要な事項

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、年2回開催とする。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第19条第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第25条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、理事会を招集する場合は、理事に対し、会議の日時、場所、審議事項及びその内容を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合はこの限りではない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は理事としての議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、表決を委任することができる。

2 前2条の規定の適用については、前項の書面をもって表決し、又は表決を委任した理事は、当該理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

- (2) 理事の現在数
 - (3) 出席理事の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席理事のなかから、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 評議員、評議員会

（評議員）

第31条 この法人に、評議員9人以上12人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選任し、理事長が委嘱する。

3 第20条から第22条までの規定は評議員に準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員会の構成及び機能）

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の要請を受けて会長が諮問する事項について審議し、その結果を報告し、又は意見を具申することができる。

（評議員会の会長及び副会長）

第33条 評議員会に、評議員会の会長1人及び副会長2人を置き、評議員のなかから互選する。

2 評議員会の会長は、評議員会を代表し、評議員会の会務を総括する。

3 評議員会の副会長は、評議員会の会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（評議員会の招集）

第34条 評議員会は、評議員会の会長が招集する。

2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の日時、場所、審議事項及びその内容を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合はこの限りではない。

（評議員会の議長）

第35条 評議員会の議長は、評議員会の会長がこれに当たる。

(評議員会の定足数、議決、書面表決及び議事録)

第36条 第27条から第30条までの規定は、評議員会の定足数、議決、書面表決及び議事録について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第37条 この法人の業務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員(以下「職員」という。)を置く。
- 3 職員は理事長が任免する。
- 4 職員は有給とする。
- 5 職員は理事長の命を受け、業務に従事する。
- 6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会において理事の総数の3分の2以上の同意を得、かつ福岡県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第39条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の総数の4分の3以上の同意を得、かつ、福岡県教育委員会の許可があったとき解散する。

第40条 この法人が解散した場合の残余財産は、理事会の議決を経、かつ、福岡県教育委員会の認可を受けて新宮町に帰属する。

第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第41条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録及び貸借対照表

- (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会の議事に関する書類
 - (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (8) 処務日誌
 - (9) 官公署往復書類
 - (10) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号の書類は3年以上、同項第9号及び第10号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(委 任)

第42条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、福岡県教育委員会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この寄附行為の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は平成15年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、この寄附行為の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成14年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この寄附行為の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。